

## 規制の事前評価書

### 1. 政策の名称

店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の利用の義務付け

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

### 3. 評価実施時期

平成 24 年 3 月 8 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ① 現状

店頭デリバティブ取引については、現在、電話等を用いた相対取引（ボイスブローキング）が中心であり、行政庁（国）及び市場参加者が取引価格等を体系的に把握することが困難な状況等にあることから、価格情報等の取引の透明性・公正性が確保されていない。

##### ② 問題点

平成 20 年秋の国際的な金融市場の混乱において、店頭デリバティブ取引がその一因とされたことにより（※）、国際的に、当該取引の実態が不透明であることへの問題意識が高まっているなか、我が国においても、近年、金利関連のデリバティブ取引を利用した相場操縦の疑いのある事例が認められるなど、店頭デリバティブ市場における透明性・公正性の問題への対応が必要となっている。

さらに、店頭デリバティブ取引の価格情報等が不透明であるため、一部の大手金融機関がその顧客と取引をする際に、情報の非対称性を利用した不当な価格を提示しているとの指摘もある。

（※）金融機関が当該取引を行うに際し相互不信の状態に陥り、いくつかの店頭市場で流動性が著しく低下する事態が生じ、金融機関の連鎖破綻（システムックリスク）の懸念が表面化した。

##### ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現在、店頭デリバティブ取引を体系的に把握することが困難な状況にあるため、

金融商品取引業者等が店頭デリバティブ取引を行う場合、電子情報処理組織を提供する国内の金融商品取引業者等（以下「国内提供者」という。）や内閣総理大臣の許可を受けて外国から電子情報処理組織を提供する海外業者（以下「海外提供者」という。）と取引を行うか、国内提供者や海外提供者に媒介等を行わせることを義務付けることにより、取引手法が限定され、行政庁（国）の監視が容易になる。

さらに、一定の標準化がなされ、取引量の多い取引について、電子情報処理組織を使用することにより、価格情報等を速やかかつシステムティックな形で公表することが可能となり、金融商品取引業者等が取引を行うに当たり、価格の算定等に役立てることができるとともに、不公正な取引や不当な価格を提示しようとする者の市場規律を通じた抑止や行政庁（国）のモニタリングを可能とする。

## （２）法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 40 条の 7、第 58 条の 2、第 60 条の 14

## （３）規制の新設又は改廃の内容

- ① 金融商品取引業者等が、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、国内提供者や海外提供者が提供する電子情報処理組織を利用することを義務付ける。
- ② 国際的な制度整備の整合性等の観点から、海外提供者に関し、許可の申請、許可の拒否要件、報告徴求・検査、業務改善命令、許可の取消し等を規定する。
- ③ 国内提供者及び海外提供者に対して、価格情報等取引内容の公表を義務付ける。

## 5. 想定される代替案

上記「4.（３）規制の新設又は改廃の内容」の規制③について、国内提供者及び海外提供者に対し価格情報等取引内容の公表を義務付けず、電子情報処理組織の利用を義務付ける取引当事者である金融商品取引業者等（以下「取引当事者としての金融商品取引業者等」という。）に対して、価格情報等取引内容の公表を義務付ける。

上記以外は、本案と同様のものとする。

## 6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

### （１）遵守費用

#### ① 本案

（i）取引当事者としての金融商品取引業者等においては、一定の取引について、

電子情報処理組織の利用を義務付けられることになり、電子情報処理組織利用のためのシステム接続料・利用手数料の費用が発生する。

- (ii) 国内提供者においては、金融商品取引業者等としての登録申請、取引情報の管理・保存や適正なコンプライアンス態勢の構築などの金融商品取引業者等に課される義務履行に係る費用が発生する。
- (iii) 海外提供者においては、許可を受けるための許可申請、取引情報の管理・保存や適正なコンプライアンス態勢の構築などの海外提供者に課される義務履行に係る費用が発生する。
- (iv) 国内提供者及び海外提供者においては、電子情報処理組織における取引の価格情報等を公表するためのシステム開発及び運営のための費用が発生する。

## ② 代替案

本案における遵守費用（i）～（iii）と同等の費用が発生する。

本案における遵守費用（iv）の代わりに、（v）取引当事者になり得る 3,000 を超える全ての取引当事者としての金融商品取引業者等においては、価格情報等取引内容の公表義務履行の費用が発生する。

電子情報処理組織の提供は商業的技術や相応の費用等が必要であることもあり、国内提供者及び海外提供者（本案において、価格情報等取引内容の公表を義務付けられる者）は、取引当事者としての金融商品取引業者等（代替案において、価格情報等取引内容の公表を義務付けられる者）より圧倒的に少ないと考えられることから、全体でみた代替案の遵守費用は、本案よりも大きくなる。

## （2）行政費用

### ① 本案

- (i) 行政庁（国）において、取引当事者としての金融商品取引業者等に対して、電子情報処理組織の利用義務の履行状況を報告徴求・検査するなどの監督業務に係る費用が発生する。
- (ii) 行政庁（国）において、国内提供者に対して、金融商品取引業者等としての登録審査や金融商品取引業者等に課される義務履行の状況を報告徴求・検査するなどの監督業務に係る費用が発生する。
- (iii) 行政庁（国）において、海外提供者に対して、許可審査や海外提供者に課される義務履行の状況を報告徴求・検査するなどの監督業務に係る費用が発生する。
- (iv) 行政庁（国）において、国内提供者及び海外提供者に対して、価格情

報等取引内容の公表義務履行の状況を報告徴求・検査するなどの監督業務に係る費用が発生する。

## ② 代替案

本案における行政費用（i）～（iii）と同等の費用が発生する。

本案における行政費用（iv）の代わりに、（v）行政庁（国）において、取引当事者になり得る 3,000 を超える全ての取引当事者としての金融商品取引業者等に対する、価格情報等取引内容の公表義務履行に係る監督業務の費用が発生する。

国内提供業者及び海外提供業者（本案において、価格情報等取引内容の公表を義務付けられる者）は、取引当事者になり得る 3,000 を超える全ての取引当事者としての金融商品取引業者等（代替案において、価格情報等取引内容の公表を義務付けられる者）よりも圧倒的に少ないと考えられることから、全体でみた代替案の行政費用は、本案よりも大きくなる。

## （3）その他の社会的費用

### ① 本案

新たな費用は発生しない。

### ② 代替案

取引当事者としての金融商品取引業者等の双方から、価格情報等が重複して公表されるため、取引当事者以外の第三者が公表された価格情報を参照することにより、誰と誰がいくらで取引したか等の把握が可能となってしまうことから、秘匿性が低下し、店頭デリバティブ取引自体を避ける投資家が増加し、市場の流動性が低下するおそれがある。これが、ひいては市場の価格形成機能を阻害することとなる。

## 7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

### ① 本案

店頭デリバティブ取引の透明性・公正性が高まることにより、不公正取引が抑止されるとともに、行政庁（国）のモニタリング精度や効率性の向上につながる。また、価格情報等取引内容の公表を義務付けることにより、情報の非対称性が緩和され、一部の大口投資家以外の者も安心して参加できる取引環境が整うこととなり、将来的に、取引参加者の拡大につながっていくことも期待される。

さらに、予め定められたルール及び公衆縦覧の下での取引は、先の金融危機時に生じた金融機関の相互不信の状態を軽減し、システミックリスクの懸念が表面化する

ることを回避することにつながる。

## ② 代替案

本案と同等の便益が見込まれる。

## 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### （1）費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。

しかしながら、店頭デリバティブ取引の透明性・公正性が高まることにより、不公正取引の抑止及び行政庁（国）のモニタリング精度等が向上するとともに、予め定められたルール及び公衆縦覧の下での取引により、システミックリスクの懸念が表面化することを回避するという多大な便益をもたらす、新たな費用の発生というマイナス効果を上回ると考えられる。

### （2）代替案との比較

代替案については、本案と同等の便益が見込まれる。

しかしながら、代替案の遵守費用・行政費用はともに、取引当事者としての金融商品取引業者等の業者数が国内提供業者及び海外提供業者よりも大幅に多いと見込まれることから、本案を上回る。

さらに、社会的費用においては、誰と誰がいくらで取引したか等取引内容の詳細が把握可能となってしまうことにより、市場の価格形成機能が阻害されるなど、多大な費用が発生する。

したがって、これらを総合的に勘案すると、本案の方が適当であると考えられる。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

平成 23 年 12 月 26 日に公表された「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」（平成 23 年 11 月に、金融庁政務三役の指示のもと、金融機関、清算・振替機関、有識者等をメンバーとして、店頭デリバティブ市場規制にかかる我が国の対応について検討を行うために設置された会合。計 4 回開催。）における議論の取りまとめにおいて以下の見解が示された。

- ・「制度の内容や導入方法の検討に当たっては、市場関係者との間で市場の状況について継続的な意思疎通を図りつつ、金融機関等に過剰なコスト負担が生じることの回避、正当な理由に基づく取引内容の秘匿等の要請への配慮、段階的な導入、等について十分留意していくことが必要。」

- ・「今般の制度の目的を実現する観点からは、取引の公正確保のために必要な機能の具備、使用に当たり予め定められたルールが存在等、一定の要件を満たした電子取引基盤の提供が確保される…ことが必要と考えられ…当該提供者に対し、必要な記録の保存・公表や当局への報告、公正かつ信頼性の高い取引ルールの策定、適切なシステム管理などを求めることが適当。」
- ・「国内の電子取引基盤に準じた一定の要件を満たすものであること、当該電子取引基盤の提供者が、IOSCO 等における国際的な議論で示された諸要件を満たす規制・監督の枠組みを有した国において、店頭デリバティブ業者として登録され、適切に監督されているものであること、我が国と当該国の間で適切な監督上の協力ができる枠組みがあることを前提に、第一種金融商品取引業の登録無しに電子取引基盤の提供が可能となるような特例を設けることが適当。」

#### 10. レビューを行う時期又は条件

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。